

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布され、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられました。この引き上げに伴い増収となった地方消費税交付金については、全額を「社会保障施策に要する経費」に充当することとされています。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 27,896千円
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当された社会保障施策に要する経費 310,022千円

【社会保障施策に要する経費内訳】

(単位 千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他		
社会福祉	自立支援給付事業	128,879	90,490	0	0	6,712	31,677	
	認定こども園運営事業	35,048	8,941	0	9,950	2,825	13,332	
	小計	163,927	99,431	0	9,950	9,537	45,009	
社会保険	国民健康保健事業	33,722	19,089	0	0	2,559	12,074	国民健康保険特別会計繰出金
	介護保険事業	90,220	3,343	0	0	15,192	71,685	介護保険特別会計繰出金(介護保険事業勘定)
	小計	123,942	22,432	0	0	17,751	83,759	
保健衛生	医療給付事業	19,280	4,626	7,700	5,835	196	923	
	生活習慣病予防事業	2,873	160	0	359	412	1,942	
	小計	22,153	4,786	7,700	6,194	608	2,865	
合計	310,022	126,649	7,700	16,144	27,896	131,633		

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、その総額を各事業に要する一般財源の割合に応じて按分して充当しています。